

さいたま市告示第1558号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗の廃止の届出があったので、その概要等を同条第6項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年10月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 北浦和ショッピングデパート

所在地 さいたま市浦和区常盤10丁目20番29号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 埼玉工業株式会社

代表者 代表取締役 尾崎 和男

住 所 さいたま市浦和区常盤八丁目19番19号

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

15,533㎡

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0㎡

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1000平方メートル以下となる日

令和7年11月1日

(6) 変更する理由

建物解体のため。

2 届出年月日

令和7年9月19日

3 連絡先

(1) 担 当 さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課商業振興係

(2) 電 話 048(829)1364

(3) F A X 048(829)1944